

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 中長期目標 新旧対照表 (案)

赤字・下線部は改正部分

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	備考 (理由)
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 (略)</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献</p> <p>(3) 人材育成業務</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進</p> <p><u>(5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>※Ⅲ. 1. (1) から (5) のそれぞれの事業及びⅢ. 2. から 4. までの事業を一定の事業等のまとまりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発 (略)</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献</p> <p>(3) 人材育成業務</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>一定の事業等のまとまりの明確化 (左大括弧)</p> <p>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に関する記載の追加</p> <p>一定の事業等のまとまりの明確化</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（略）</p> <p>II. 中長期目標の期間（略）</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発（略）</p> <p>(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発（略）</p> <p>(3) 放射線影響・被ばく医療研究（略）</p> <p>(4) 量子ビームの応用に関する研究開発</p> <p>科学技術イノベーションの創出を促し、科学技術・学術及び産業の振興に貢献するため、イオン照射研究施設（TIARA）や高強度レーザー発生装置（J-KAREN）をはじめとする加速器やレーザーなどの保有施設・設備はもちろん、機構内外の量子ビーム施設を活用し、物質・材料科学、生命科学、産業応用等にわたる分野の本質的な課題を解決し革新を起こすべく、量子ビームを用いた経済・社会的にインパクトの高い先端的研究を行う。また、これらの分野における成果の創出を促進するため、荷電粒子、光量子等の量子ビームの発生・制御・利用に係る最先端技術を開発するとともに量子ビームの優れた機能を総合的に活用した先導的研究を行う。</p> <p><u>さらに、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる、軟X線に強みを持つ高輝度 3GeV 級放射光源（以下「次世代放射光施設」という。）の整備・運用を進める国の主体として、次世代放射光施設の整備等に係る研究開発を行う。</u></p> <p>(5) 核融合に関する研究開発（略）</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（略）</p> <p>II. 中長期目標の期間（略）</p> <p>III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発（略）</p> <p>(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発（略）</p> <p>(3) 放射線影響・被ばく医療研究（略）</p> <p>(4) 量子ビームの応用に関する研究開発</p> <p>科学技術イノベーションの創出を促し、科学技術・学術及び産業の振興に貢献するため、イオン照射研究施設（TIARA）や高強度レーザー発生装置（J-KAREN）をはじめとする加速器やレーザーなどの保有施設・設備はもちろん、機構内外の量子ビーム施設を活用し、物質・材料科学、生命科学、産業応用等にわたる分野の本質的な課題を解決し革新を起こすべく、量子ビームを用いた経済・社会的にインパクトの高い先端的研究を行う。また、これらの分野における成果の創出を促進するため、荷電粒子、光量子等の量子ビームの発生・制御・利用に係る最先端技術を開発するとともに量子ビームの優れた機能を総合的に活用した先導的研究を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 核融合に関する研究開発（略）</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p>	<p>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に関する記載の追加</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>量子科学技術について、研究開発を行う意義の国民的理解を深めるため、当該研究開発によって期待される成果や社会還元の内容等について、適切かつわかりやすい情報発信を行う。</p> <p><u>また、機構の研究開発成果について、その実用化及びこれによるイノベーションの創出を図る。具体的には、特許については、国内出願時の市場性、実用可能性等の審査などを含めた出願から、特許権の取得及び保有までのガイドラインを策定し、特許権の国内外での効果的な実施許諾等の促進に取り組む。加えて、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助を適時適切に行う。</u></p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進（略）</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能（略）</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献（略）</p> <p>(3) 人材育成業務（略）</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進（略）</p> <p><u>(5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</u> <u>次世代放射光施設の整備・運用を進める国の主体として、官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等を推進する。</u></p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項（略）</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立（略）</p> <p>2. 業務の合理化・効率化（略）</p>	<p>量子科学技術について、研究開発を行う意義の国民的理解を深めるため、当該研究開発によって期待される成果や社会還元の内容等について、適切かつわかりやすい情報発信を行う。</p> <p>特許については、国内出願時の市場性、実用可能性等の審査などを含めた出願から、特許権の取得及び保有までのガイドラインを策定し、特許権の国内外での効果的な実施許諾等の促進に取り組む。</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進（略）</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能（略）</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献（略）</p> <p>(3) 人材育成業務（略）</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項（略）</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立（略）</p> <p>2. 業務の合理化・効率化（略）</p>	<p>出資等の業務に関する記載の追加</p> <p>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に関する記載の追加</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>3. 人件費管理の適正化（略）</p> <p>4. 情報公開に関する事項</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（<u>平成 13 年法律第 140 号</u>）に基づき、情報公開を行う。また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項（略）</p>	<p>3. 人件費管理の適正化（略）</p> <p>4. 情報公開に関する事項</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（<u>平成 13 年法律第 145 号</u>）に基づき、情報公開を行う。また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項（略）</p>	<p>誤記の修正</p>